

労働災害動向調査データ（度数率・強度率）活用のススメ

労働災害動向調査では、

○**度数率**…労働災害の発生頻度を表す数値

○**強度率**…労働災害の重さの程度を表す数値

を公表しています。ここでは、これら数値の活用例をご紹介します。



STEP 1 職場の現状把握

職場の度数率と同業種の度数率を比較することにより、自分の職場が同業種のなかで労働災害が多いのか少ないのかといった現状を把握するためのベンチマークとなります。

➡ 職場の現状を把握し、**労働災害防止対策を見直すきっかけ**となります。

STEP 2 数値目標の設定

事業主と労働者が一体となって労働災害防止対策に取り組むためには、具体的な数値目標の設定が有効です。



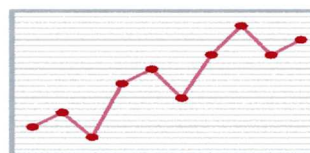
➡ 度数率・強度率は**簡単に算出でき、達成状況を客観的に把握**できます。

STEP 3 職場の安全性のアピール

労働災害が少ない安全な職場は採用活動時や

取引先や投資家との取引などにおいてアピールポイントとなります。

➡ 度数率・強度率は**職場の安全水準をアピールする手段**となります。



●◆■度数率・強度率（令和5年）■◆●

☑数値の目安：

労働者数 200 人、年 1,920 時間労働（1 日 8 時間、年 240 日）の事業所を例とした場合、1 日以上
の休業を伴う労働災害が 1 件発生した場合の度数率は 2.60 （ $\div 1 \div 384,000 \times 1,000,000$ ）、強度率は休業日数が 30
日なら 0.08 （ $\div 30 \div 384,000 \times 1,000$ ）です。

◎事業所規模 30 人以上

産 業（業 種）	度数率	強度率
調査産業計	2. 7 6	0. 1 2
製造業	1. 9 5	0. 1 4
電気・ガス・熱供給・水道業	0. 7 2	0. 0 1
情報通信業（通信業、新聞業及び出版に限る。）	0. 3 7	0. 0 8
運輸業・郵便業	4. 0 2	0. 1 9
卸売業・小売業	2. 6 0	0. 0 6
宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）	4. 3 5	0. 1 0
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業、ゴルフ場に限る。）	4. 4 7	0. 2 1
医療、福祉（一部の業種に限る。※1）	2. 9 8	0. 0 7
サービス業（他に分類されないもの）（一部の業種に限る。※2）	4. 5 0	0. 1 7

※1「医療、福祉」は病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。

※2「サービス業（他に分類されないもの）」は一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

◎総合工事業（※3）

区 分	度数率	強度率
総合工事業	1. 6 9	0. 2 9
（工事の種類）土木工事業	1. 4 1	0. 5 3
建築事業	1. 7 8	0. 2 2
（請負金額）10 億円以上	1. 4 8	0. 3 7
5 億円以上 10 億円未満	2. 3 9	0. 0 5
5 億円未満	1. 8 8	0. 2 3



※3「総合工事業」は、労働者災害補償保険の概算保険料が 1 6 0 万円以上又は工事の請負金額が税抜 1 億 8 千万円以上の工事現場（有期の土木工事業、建築事業）を調査対象とする。

度数率・強度率を計算してみましょう！

度数率	$\frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000 =$	左記の式で算出された数字
強度率	$\frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000 =$	左記の式で算出された数字



算出された数字を同業種のデータ（※）と比べてみましょう！

	同業種	自社	今後の目標
度数率	 比較		
強度率			



安全衛生委員会などで比較結果をもとに今後の目標を協議してみましょう！



※下記 HP ではより詳細なデータを掲載しています。

たとえば、製造業であれば「繊維工業」「化学工業」など日本標準産業分類上の中分類ごとの数値が閲覧できます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/44-23.html>

厚生労働省 労働災害動向調査

検索



(参考) 労働災害動向調査の「用語の説明」

●「**労働災害**」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、疾病及び死亡をいう。ただし、本調査では、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び感染症は除く。
なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

●度数率と強度率は、休業1日以上又は身体の一部若しくは機能を失う労働災害による死傷者に限定して算出している。

・「**度数率**」とは100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す（算出方法（式）は前項のとおり）。

※同一人が2回以上被災した場合は、その被災回数を死傷者数としている（同一人が2回被災した場合の死傷者数は2人となる）。

・「**強度率**」とは、1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの程度を表す（算出方法（式）は前項のとおり）。

・「**延べ労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

労働損失日数は次の基準により算出する。

死亡…………… 7,500日

永久全労働不能…………… 別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）

永久一部労働不能…………… 別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）

一時労働不能…………… 暦日の休業日数に300/365（うるう年は300/366）を乗じた日数

死亡…………… 労働災害のため死亡したものをいう。

永久全労働不能…………… 労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。

永久一部労働不能…………… 身体障害等級表の第4級から第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全に失ったもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。

一時労働不能…………… 災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働ができないが、ある期間を経過すると治ゆし、身体障害等級表の第1級から第14級に該当する障害を残さないものをいう。

別表 身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級 (級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数 (日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

※身体障害等級は労働基準法施行規則別表第1の2による